

第五回障がい者制度改革推進会議 意見提出フォーマット 教育

障害者基本法 教育該当部分

1．障害者基本法の総則規定の中に、障害者の教育の権利及び求められる教育のあり方を、障害者の権利条約に即して追加して規定すべきか、否か。

追加すべきである。「基本法」という性格と法的位置づけ（他の関連法規との関係）の確認は必要であるが、障害者に関する法規・施策は、条約の規定に沿った改正新基本法（以下、新基本法）の規定に従って制定・実施されなければならない旨を明確にする必要があるためである。

2．障害者基本法14条1項は、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。」と支援をその柱にすえるが、合理的配慮の規定は存在しない。そこで、普通学校、普通学級での合理的配慮、必要な支援についても規定すべきか、否か。

規定すべきである。新基本法の総則部分における規定にプラスして、教育の個別条項でもいわゆる「特出し」の規定をすべきである。権利条約も総則部分である第2条や第5条以外に、第24条や他に第27条などで、配慮や合理的配慮についての特出し規定をしている。

なお、JDFでは、「JDF改正障害者基本法案」を昨年まとめ、その中で教育に関して、以下のような項目を提案しているところである。

- （教育） 障害者は、いかなる障害に基づく差別を受けることなく、教育を受ける権利を有し、その機会を保障される。
- 2 障害者は、本人の望む地域又は教育機関等で、障害のない者と共に学ぶ権利を有する。
 - 3 障害者並びにその保護者は、本人の必要に応じた教育の形態を選択する権利を有する。（手話の習得及びろう社会の言語的な同一性を促進することを含む）。
 - 4 国及び地方公共団体は、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育を実現するための必要な施策を講じなければならない。
 - 5 国及び地方公共団体は、障害のある児童が、本人または保護者の選択によって、本人の生活している地域の小学校、中学校で、同一世代の者たちと共に学べるよう必要な支援を行わなければならない。

- 6 国及び地方公共団体は、障害者並びにその保護者が、本人の必要に応じた教育の形態を選択することができるよう、学習環境の整備その他必要な措置を講じなければならない。
- 7 国及び地方公共団体は、障害者が、高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校その他の教育機関において教育（生涯教育を含む）を受けるための必要な支援と合理的配慮を行うとともに、教育機関が
必要な支援と合理的配慮を行うための措置を講じなければならない。
。
- 8 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

教育基本法 差別禁止条項の不存在

教育基本法 4 条 1 項は、「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」としつつも、この中に、「障害」という文言はない。「障害」という文言を挿入して、障害に基づく差別の禁止を明文化する必要性について、どう考えるか。

規定すべきである。権利条約は国際人権条約上初めて明示的に障害に基づく差別を禁止したのであり、障害児教育制度・施策の基本法たる教育基本法でも、当然明記すべきである。

学校基本法 異なる教育目的の設定

学校教育法72条は、特別支援学校（従来の盲、聾、養護学校）について、「幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施す」と規定している。

1. この普通教育と異なる「準じる」教育という設置目的をどう考えるか。
2. この目的の設定は、障害者の権利条約の差別（第2条）に該当すると思うか、否か。

権利条約第2条には「障害に基づく差別」とは、「あらゆる区別、排除、又は制限であって、（以下略）」と定義されていることから、権利条約上の障害に基づく差別に該当する。

3. 障害者の権利条約第24条1項が「この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現する（政府仮訳）」と規定している点に合致していると思うか、否か。

合致していない。

特別支援学校の設置

学校教育法80条は、普通学校の場合と異なり、都道府県が「特別支援学校を設置しなければならない」と設置を義務づけており、さらに、同法78条は、特別支援学校には「寄宿舎を設けなければならない」と規定している。

1. これらの規定は、居住する市町村から離れて就学せざるえない事態を予定するものであるが、障害者の権利条約第24条第2項(b)「障害者が、他の者との平等として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること(政府仮訳)」という規定に違反すると考えるか、否か。

特別支援学校への就学を強制する場合は違反すると考える。権利条約では同条第1項で締約国は「あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度」を確保すると規定し、同条第2項(b)に自分の生活する地域においてインクルーシブで質の高い教育にアクセスすることができること(can access)を確保する、とある。

ところが、わが国における現行制度では、障害のない子どもに提供されている場合には「特別の事情」があると認められる場合にのみ、自己の暮らす地域の市町村からその地域の学校への就学通知が送られる。その結果、それ以外の障害をもつ子どもは、原則として地域の学校に就学できない。

この手続き規定およびその基となる就学制度は、「自己の住む地域において」インクルーシブ教育すなわち「障害のない子どもに提供されている場に、可能な限り障害のある子どもを受け入れる」教育(外務省の説明)を確保する、という条約の規定に明らかにそぐわないと考える

2. また、親からの分離を禁止する障害者の権利条約第23条4項「締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。」に違反すると考えるか、否か。

特別支援学校への就学を強制する場合は違反すると考える。

特別支援学級の設置

学校教育法81条は、普通学校の通常学級の他に、特別支援学級（従来の特殊学級）の規定を置いている。

この規定は、普通学級ではない学級での教育を前提にするものであるが、これは障害者の権利条約第24条第1項のinclusive education（インクルーシブ・エデュケーション）に合致するものとするか、否か。

就学先決定の仕組み

学校教育法第17条は、保護者にその子どもを小学校、中学校に就学させる義務とともに、特別支援学校に就学させる義務を別個に課している。そしてその親の義務の履行として、学校教育法施行令は、障害のない人（子どもを含む）については、学校教育法施行令5条により、市町村教育委員会が入学期日等の通知や学校の指定を行うのに対して、障害のある人については、学齢期を迎える前の子どもを対象とする就学時の健康診断によって、同施行令22条の3が規定する障害と障害の程度に該当する障害の存在が分かると、同施行令11条により、原則として（例外は認定就学者）、都道府県教育委員会が特別支援学校の入学期日等の通知や学校の指定を行うことになる。

1．障害のある人の就学先の決定を法律ではなく、施行令に委ねているが、立法府の関与を要しない政令に委ねてよいか、否か。

「障害のある人の就学先」のみを法律で決めることになれば、これはこれで異別取扱であると考ええる。

2．学校教育法施行令5条、11条ならびに22条の3項による「障害に基づく分離」制度の廃止についてどう考えるか。

学校教育法施行令第5条によって、当初より記載されている市町村の学齢簿から同施行令第22条の3に規定されている程度の障害をもつ子どもは都道府県に通知され、障害のない子どもと別扱いをされることで、市町村の教育委員会から就学通知が送付されないことになる。これは、障害を理由とした異別取り扱いであり、早急な見直しが必要である。

3．障害のある人が生活する地域社会にある学校に学籍を一元化することについて、どう考えるか。

4．障害のある人および保護者が、特別支援学校、特別支援学級を選択する選択権の保障についてどう考えるか。

選択権を保障すべきである。

合理的配慮の具体化

1．合理的配慮の具体的内容について、障害のある人および保護者、学校、学校設置者の三者が合意形成をしながら策定するプロセスについて、どう考えるか。

権利条約第7条や子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child）第12条における障害をもつ子どもの意見表明権等の規定から、合理的配慮の内容等の決定プロセスについては、障害をもつ子どもの保護者や教員、障害をもつ本人等が加わって策定するようにすべきである。

たとえば、米国においては、法律（Individuals with Disabilities Education Improvement Act, 2004）で、障害をもつ子どもの保護者、一人以上の通常学校の教員、一人以上の特殊教育の教員、地域教育機関の代表、評価について説明できる人、保護者や教育機関の自由裁量で子どもを熟知している人を加えることができ、適切である場合には障害をもつ本人が加わり、個別指導計画を策定することになっている。さらに、調停、行政不服申し立て等の救済措置も設けられている。

2．合理的配慮の内容について、障害のある人および保護者が、不服の場合の異議申立手続きについてどう考えるか。

まず、策定が検討されている差別禁止法の関係上、救済機関たる人権救済機関が不服申立の機関のひとつとなる。ただし、人権救済機関の前段階として、教育に関する第三者機関が調停等を行う仕組みも考慮されるべきである。

聴覚、視覚に障害がある場合の教育

1．手話言語学習権の保障と教育のあり方についてどう考えるか。

権利条約第2条において手話は音声言語と同様に言語であると定義づけられた。第24条第3項（b）において、「手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進を容易にすること」と規定されている。インクルーシブな教育制度にあっても、「手話の習得及びろう社会の言語的なアイデンティティの促進」を確保するためには、ろうの子どもたちの集団での教育が必要であり、ろう教育の確立が必要である。

2．手話又は点字についての適格性を有する教員の確保についてどう考えるか。

第24条第4項の規定に基づいて、手話又は点字についての的確性を有する教員の確保は至急であり、障害当事者も含む的確性を有する教員養成を行わなければならない。例えば、言語としての手話を使用する学校において、手話ができない教員の配置というのは問題がある。

3．教育におけるあらゆる形態様式のコミュニケーション保障についてどう考えるか。

保障すべきである。コミュニケーション手段の確保は、権利条約上の権利行使の基礎となるものである。ここに教育分野が含まれるのは述べるまでもなく、第24条第3項に明記されている。

その他、第2条は、差別の一類型として合理的配慮を行わないことを障害に基づく差別と定義し、同条において、コミュニケーション〔意思伝達・通信〕を、「筆記〔文字言語〕、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替〔補助代替〕コミュニケーションの形態、手段及び様式（アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕を含む。）とともに、言語、文字表示〔表記〕、点字、触覚伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等」と定義している。

さらに第21条で表現の自由並びに情報へのアクセスについて、たとえば（b）項で、「障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること」と規定されている。

特別支援教育
特別支援教育の評価と今後のあり方についてどう考えるか。

その他

(1) 特別支援学校の狭隘化の問題

現在の特別支援学校の中には、児童生徒数の増加によって過密状態となり、教室不足等、最低限の条件が損なわれている実態がある。また、障害種別をこえた特別支援学校への一本化によってろう学校が他の障害種別の学校と統合され、ろう児が他の障害をもつ子どもと一緒に教育されている現状がある。これらの現状は障害をもつ子どもの権利が侵害されていると考える。